

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成 29 年 6 月 6 日

時 間：原発特別委員会終了後

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午前 11 時 35 分

出席議員（13名）

議長	塚野芳美君	1番	渡辺英博君
2番	高野匠美君	3番	渡辺高一君
4番	堀本典明君	5番	早川恒久君
6番	遠藤一善君	7番	安藤正純君
8番	宇佐神幸一君	10番	高野泰君
11番	黒澤英男君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君		

欠席議員（なし）

欠員議員（1名）

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋浩一君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
参事官	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	小林元一君
税務課長補佐係長	猪狩勝美君
税務課課税係長	伊本和明君

職務のための出席者

議会事務局長 志賀智秀

議会事務係長 大和田豊一

議会事務係主任 藤田志穂

付議事件

1. 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
2. 平成30年度固定資産税の課税方針について
3. その他

開 会 (午前11時35分)

○議長（塚野芳美君） お疲れさまです。ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。説明のための出席者は、町長、副町長、教育長、そのほか関係各位であります。職務のための出席者は、議会事務局長ほか議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、全員協議会に引き続き大変ご苦労さまでございます。

本日の全員協議会の案件は、6月定例議会の提出を予定しております議案といたしまして、条例の一部改正案件1件の説明に加えて、その他の説明1件であります。

条例の一部改正案件につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴う基準額の引き上げと国保税率の算定により、平成29年度国民健康保険税の税率の改正を行うため、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定したくご説明するものでございます。

その他といたしましては、町民の帰還の状況や事業の再開、家屋解体の進捗状況などを勘案し、平成30年度の固定資産税を全額免除とすることについてご説明申し上げるものであります。

詳しくは担当課長より説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） それでは、付議事件1、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（小林元一君） それでは、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。着座にてご説明させていただきたいと思います。

本案は、地方税法施行令の改正と平成29年の国民健康保険税の課税額算定のために所要の改正を行うものでございます。

地方税施行令の改正については、税額の軽減判定を行う上での所得基準額が拡大されたものによる改正でございます。

次に、課税額算定のための改正については、平成29年度の国民健康保険税を算出するに当たり、平成28年度と比較しますと、国保税必要額につきましては230万円程度を減額しておりますが、国保加入者の被保険者数の減少、また国保税算定に当たっての基礎となる所得割課税額基準額が大幅な減額になっていること、さらには軽減世帯数が増加していることから、本年度の国民健康保険税の1人当たりの調定額及び1世帯当たりの調定額が増加しております。

また、平成30年度から国民健康保険事業が県との共同運営となり、算定方式の統一に向け段階的に縮小し、廃止の方向となる資産割の税率を縮小しております。

なお、本年度の国民健康保険税は、帰還困難区域以外の世帯所得600万円を超える上位所得世帯の方に関しましては、国からの財政支援が打ち切られますので、10月から半年分課税となります。

また、本条例の一部を改正する条例案につきましては、6月の定例議会へ上程する案件となりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

それでは、詳細につきましては資料に基づきまして、税務課課税係長の伊本よりご説明させていただきます。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○税務課課税係長（伊本和明君） では、全員協議会資料1—1をごらんください。平成29年度国民健康保険税率算定についてご説明いたします。

1、税率設定方針について。

平成29年度の国民健康保険税の算定には、例年どおり4方式を用い、低所得者軽減については7、5、2割の軽減を行います。また、5割及び2割軽減の所得範囲が拡大されたもので算定を行います。

資産割に関して震災以降、平成22年度の固定資産税額を用いておりましたが、今年度は従来どおり本年度の固定資産税額をもとに算定いたします。また、平成30年度から国民健康保険事業が県と町との共同運営となり、資産割はいずれ廃止となることから保険税の急激な変化を抑制するため、毎年資産割の負担割合を25%ずつ縮小し、4年間で段階的に廃止いたします。

なお、震災後は国からの財政支援があり、保険税は免除となっておりましたが、避難指示解除に伴い帰還困難区域以外の世帯所得600万円を超える上位所得世帯及び住民税未申告世帯に対して、国からの財政支援が打ち切られるため、10月から課税となります。

2、平成29年度必要額について。

こちらは前年度との必要額を比較した表になります。医療一般分については、前年比243万9,874円の増となります。後期支援金については434万6,503円の減、介護納付金について39万3,758円の減となり、必要額全体としましては230万387円の減となっております。

3、課税基礎（基準額・人數等）について。

①、医療・後期支援金分です。こちらは、国保加入者全てが対象となっております。表をごらんいただきますと、まず所得割課税基準額、こちらが前年度と比較いたしまして3億2,392万7,804円の減と被保険者数の減少を踏まえても大幅な減となっております。また、資産割課税基準額、こちらは今年度の固定資産税をもとに算定するため、29年度分がゼロ円となり、1億4,584万200円の皆減となります。なお、軽減世帯数及び軽減額につきましては、それぞれ15世帯、564万7,000円の増となっております。

2ページをお開きください。②、介護納付金分ですが、先ほどご説明した医療後期分と異なり、40歳から64歳の加入者が対象となります。こちらの傾向といたしましても、先ほどと同様で所得割課税基準額、こちらが前年と比較いたしまして2億7,424万2,967円の大幅な減となっております。また、資産割課税基準額、こちらは7,709万600円の皆減となっております。なお、軽減世帯数及び軽減額につきましては85世帯、204万8,210円の減となっております。

4、平成29年度国民健康保険税率について。こちらは、左側が28年度の税率、右側が平成29年度の税率の案を表にしたものでございます。まず、医療一般の所得割が5.1%から6.75%、資産割が26.5%から19.87%、均等割が2万8,600円から3万2,800円、平等割が2万2,000円から2万4,000円。続いて、後期支援、所得割が2.04%から2.6%、資産割が9.88%から7.41%、均等割が1万1,500円から1万2,300円、平等割が8,800円から9,600円。介護納付金、所得割が1.64%から2.53%、資産割が8.35%から6.26%、均等割が1万2,700円から1万4,400円、平等割が7,000円から8,000円となり、全体としての1人当たりの調定額につきましては12万1,565円から12万3,461円、1,896円の増となります。1世帯当たりの調定額といたしましては、20万7,895円から20万9,764円、1,869円の増となっております。

保険税の必要額につきましては、前年度と比較して230万円ほど減額となっておりますが、被保険者数の減少が少なく、所得割課税基準額が大幅な減額になっており、さらには軽減世帯数及び軽減額が増加していることから、1人当たりの調定額及び1世帯当たりの調定額が増加し、必要額確保のためには税率の引き上げはやむを得ない状況となっております。

5、今後の国民健康保険税率の算定について。

避難指示解除により今年度から一部被保険者に対する課税が再開となりました、現在は、まだ対象が限定的ではありますが、これも期間がいつまでなのかは明らかではありません。また、来年度から国保事業広域化により税率の大幅な引き上げも考えられるため、今後町民の負担を少しでも抑えていくため、医療費の抑制や制度の周知は喫緊の課題となります。

資料1－1につきまして、私からの説明は以上となります。

○議長（塙野芳美君） 税務課長。

○税務課長（小林元一君） 続きまして、3ページの1－2をごらんください。ここでは、本条例の改正する議案文です。

また、5ページから10ページまでは本条例の新旧対照表で、6月の定例議会に上程する内容となりますので、後ほどご自読してください。

次に、11ページの資料1－3をごらんください。ここでは、本条例の改正する条項につきましてわかりやすくまとめておりますので、参考にしてください。

富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、説明は以上となりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） それでは、質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを終わります。

次に、付議事件2、平成30年度固定資産税の課税方針についての説明を税務課長より求めます。
税務課長。

○税務課長（小林元一君） それでは、資料2、平成30年度 固定資産税の課税方針についてご説明申し上げます。

資料の2をごらんください。まず、1の平成29年度の状況ですが、震災以降、平成23年度から一部を除いて地方税法に基づき、固定資産税額を全額課税免除を実施しております。その課税減収分の財源につきましては、震災復興特別交付税で算定され、補填されている状況でございます。

次に、2の平成30年度の課税方針ですが、本年の4月1日に避難指示解除により、平成30年度から帰還困難区域以外の区域については、地方税法に基づき平成32年までの3年間は2分の1課税になります。しかしながら、町民の帰還率や商工業などの事業の再開、農地の耕作状況、家屋解体の進捗状況などを勘案した場合、住民の理解が得がたいものと思われることから、土地及び家屋の固定資産税を平成30年度については町減免条例で全額免除する方針で進めていく所存でございます。

次に、3の今後の対応については、地方税法に基づく2分の1の減免分の税額減収分は震災復興特別交付税で補填されますが、町減免条例で2分の1を減免した税額減収分についても財源確保に向けて震災復興特別交付税で対応できるよう、国や県に対し強く働きかけていきます。

なお、町民への周知については、町広報紙及びホームページにおきまして平成30年度の固定資産税の課税方針について早期に周知する予定としておりますので、議員皆様のご意見を賜りたくご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成30年度固定資産税課税方針についての説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 税務課長、町民への周知徹底というのは、今度の本会議で条例改正が改正されてからということでよろしいですね。

税務課長。

○税務課長（小林元一君） 町民への周知というのは、町で固定資産税額の全面減額をする方針で進めていきたいということを広報したいと思っております。

減免条例につきましては、ほかの税もありますので、来年の3月の条例でもって提案していくような形で進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） わかりました。

その部分は、ですから町民が勘違いしないように、わかりやすような周知の仕方をしていただきたいと思います。

税務課長。

○税務課長（小林元一君） わかりました。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） 以前に解除されている近隣の他町村であれば、こういった1年延期というか、そういう形で多分対応されていたと思うのですが、そのときは多分国からの財源がきちんと取れていたのでできたのかなと思うのですが、これまだ今のところ財源の確保に向けてという話になっているので、財源が確定しているわけではない状況の中で、この減免すること自体は非常にすばらしいことだと思うのですが、このあたりで例えば町負担になってしまった場合のどのくらいの費用がかかるのか、これはまた固定資産、これから改定されると思いますが、例えば震災前のベースでいくとどのくらいになるのかを教えてください。

○議長（塙野芳美君） 税務課長。

○税務課長（小林元一君） 震災前、解除された地域で言いますと檜葉町が1年間、町条例で2分の1を減免いたしまして、復興特別交付税で見られている経緯があります。ただ、国では間違いなく見てくれるという形はないものですから、富岡町としましてもやはり檜葉町の前例がありますので、その辺を国や県に働きかけていきたいと思っております。

あと、もし仮に財源が確保できない場合、どのくらい一般財源が出るかということにつきましては今現在鑑定委託しております、基準額とかそういうものを算出しまして計算するような形にはなるのですが、およそその金額で言いますと、本当におおよそになるのですが、約1億5,000万円ぐらいいの減収という形になろうかと試算しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 4番、堀本典明君。

○4番（堀本典明君） ありがとうございます。

要は、これは資産のない方にしてみれば何のメリットもないというものになってしまうので、ちょっと公平性という問題は若干出てくると思うのですが、ぜひこのこと自体は非常にすばらしいことだと思いますので、財源をきちんと国や県に働きかけをして取っていただいて、そこで対応していただくのもベストだと思いますので、そのあたりを厳しくやっていただいて、税源の確保をきちんとしていただきたいと思います。これ、要望しておきます。よろしくお願いします。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） この固定資産税に関しては、町としては30年度は全て減免するよということを打ち出してくれたのですが、例えば30年度が過ぎて31年、32年になっても、土地から収入を上げるというのは難しくなってきているのかなと思うのです。農地に関しても宅地に関しても商売営んでいた宅地に関しても。そういう部分でやっぱり長期目標で2年とか3年、4年、長きにわたって減免せざるを得ないような状況が生まれるのだと思うのです。当然減免すれば財源が必要ですので、財源ど

これからか確保しなくてはならない状況は生まれますが、そういう長きにわたってやっぱり目標を立てて国、県と強く折衝していただきたいと要望したいのですが、どうでしょう。

○議長（塚野芳美君） 税務課長。

○税務課長（小林元一君） 議員おっしゃるとおり、今の状況が一変するような形については、今の現段階でなかなか判断しづらいところがあります。今回につきましては、平成30年度のみ判断させていただきまして、平成31年、32年度につきましては、やはり次年度になってから状況を判断させていただきたいと考えております。ただ、財源に関しましては、やはり町の状況をしっかり国や県に伝えながら、財源確保に向けてやっていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） はい、理解はしました。

ただ、どっちにしても減免しようがしまいが、評価がかなり下がることは事実だと思うのです。評価が下がれば震災前の目標数値でいくと、それからはいきなりダウンしてしまうのかなと思いますので、代替の予算措置は必要になってくると思いますので、その辺はやっぱり国に強く要請していっていただきたいと思います。町長、どうでしょう。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 来年1月1日をもって固定資産税の評価がえという時期に当たっておりますこれが目減りした分というのは、地方交付税ということで補填をしていただけるものと考えておりますが、まだまだこれらについても確定したものではございませんから、今後とも国、県に強く要望、働きかけをしていきたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） これを適用する町民というのが23年3月11日付の所有者に関してなのか、最近土地動いていますよね。その人らも同じく扱うのかという問題と、あと財源も何だか浪江町の例がきのうだか出ていたと思うのだけれども、町有地の原価落ちと、そういうのもあわせて富岡町も同じ立場にいると思うので、財源の確保も、あとは対応できる相手、震災時点の町民の所有者なのか、今ここ1年前後で土地が動いている人も同じく扱うのか、そこら辺どう考えているのか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 税務課長。

○税務課長（小林元一君） 減免対象となるものは、土地及び家屋を考えておりますので、震災以降新たに家を建てた方とか、土地を購入した方も対象となります。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 震災時からいる人が少し大きくして土地を求めて家を建てるのは対応しても

いいとしても、まるっきりよそから来た業者関係とか、そういう人に関しても同じく扱うのですかという質問。

○議長（塚野芳美君） 税務課長。

○税務課長（小林元一君） 全ての土地、家屋に対しまして課税減免をしますので、そういう方も対象になります。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 課長、間違ったことは言っていないのだけれども、来年の1月1日時点の所有者に対してでしょう、固定資産税というのは。ですから、それはよそから来たとか来ないとかなんとかではなくて、1月1日現在の所有者に対して所有物の減免をするということでよろしいのですよね。

税務課長。

○税務課長（小林元一君） 議長のおっしゃるとおり、1月1日に所有している方に対しまして固定資産税が課されますので、その方を対象に減免の対象となります。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） わかりました。

話はわかったのだけれども、町民から言わせると、やはりお金の出どころによっては途中から來た人も前からいる人も同じなのはどうかという問題も出ないとも限らないから、そこら辺は慎重にお願いしておきます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） なければ、以上をもちまして質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件2、平成30年度固定資産税の課税方針についてを終わります。

次に、その他に入ります。

執行部からその他ございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） 委員からその他ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

閉会 (午後 零時02分)